

## 事業事前評価表

国際協力機構 ドミニカ共和国事務所

### 1. 案件名（国名）

国名：ドミニカ共和国

案件名：（和名）国税総局強化・近代化プロジェクト

（英名）Project for Institutional Strengthening and Modernization of DGII

### 2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における財政セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ドミニカ共和国は近年堅調な経済成長を続けており、2014年～2016年の平均成長率は7.1%、2018年の成長率は7.0%と高い成長を遂げている。他方、国家財政は長年にわたる財政赤字により悪化し、公的債務がGDP比49.7%（2016年）と、財政の持続性に影響を及ぼすレベルに達している。また国家財政の根幹ともなる税収についても、2014年～2016年にかけてGDP比13.6%、13.2%、13.5%で推移しており、中南米諸国の平均22.7%（2016年）と比較しても低いレベルに留まっている。2019年のIMF4条協議においても、税基盤の拡大と所得配分効果に配慮した財政支出の削減が主要な政策提言として挙げられている。

この税収の低さは政府による社会経済開発事業の実施展開の制約要因の一つとなっており、税収が上がらない原因として、膨大な未登録事業者に起因する税基盤の規模の小ささや、納税意識の低さ、多種多様な免税措置や税の優遇政策により複雑化した税制、さらには専門職員の不足や経験・知識・ノウハウの不足、業務プロセスの煩雑さなど様々な問題が指摘されている。

このような状況において、同国では2012年に制定された「国家開発戦略2030」に基づき、財政健全化、持続的な経済開発、格差是正を主要な課題として取り組んでいる。財務省国税総局（Directorate General of Internal Tax（日本の国税庁に相当）。以下「DGII」という。）では、内部の透明性向上や税務サービスの質的改善に向けた組織体制や戦略の見直し、免税措置や各種優遇政策の合理化、納税者登録をはじめとする内部事務手続の改善と簡素化、納税文化の確立に向け積極的な取り組みを開始。これらの取組をさらに促進するために、我が国政府に技術協力を要請した。本事業は、税務の根幹をなす徴収と課税に関する税務調査の業務プロセスの改善、および職員的能力強化を支援の柱に据え、3年間の活動を通じて対象となる税務署の徴税能力の向上を目指すものであり、DGIIの取り組みを後押しする活動と位置付けられる。

（2）財政セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ

わが国の対ドミニカ共和国援助方針（2014年10月）では、「持続的かつバランスのとれた開発」を基本方針とし、「持続的な経済成長」と「格差是正」の二つの重点分野を設定している。本プロジェクトは重点分野「格差是正」の下の「地域社会開発プ

プログラム」に位置づけられる。2016 年度に策定された「ドミニカ共和国 JICA 国別分析ペーパー（JCAP）」においても、同プログラムの方向性の一つとして税務行政当局の徴税業務プロセス改善と徴収能力向上を通じた税収向上への貢献が明記されている。また、本事業を通じて持続可能な開発目標（SDGs）の目標 10「国内および国家間の格差を是正する」への貢献が期待できる。

### （3）他の援助機関の対応

米州開発銀行（Inter-American Development Bank: IDB）が電子インボイスの導入や IT を活用した技術プラットフォームの強化を目的とした借款事業を実施中。米国財務省技術評価局（Office of the Technical Assistance : OTA）は大口納税者による脱税や租税回避に対応するため、本庁の税務調査能力強化のための技術協力を実施している。

その他、中米・パナマ・ドミニカ共和国技術協力センター（CAPTAC-DR）による納税者登録管理の改善等を目的とした技術協力や、チリ国税当局による研修を中心とした技術支援も行われている。

## 3. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、ドミニカ共和国において納税者管理及び内部税務調査に関する業務プロセスの改善と人材育成を行うことによりパイロット税務署の徴税能力向上を図り、もって DGII の徴税能力向上に寄与するもの。

### （2）プロジェクトサイト/対象地域名

ドミニカ共和国全土（パイロット地域は事業開始後に決定）

### （3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：DGII 本庁及びパイロット税務署職員

間接受益者：個人事業主、法人などの納税者

### （4）総事業費（日本側）

約 3 億円

### （5）事業実施期間

2019 年 10 月～2022 年 9 月を予定（計 36 か月）

### （6）事業実施体制

相手国実施機関は、財務省国税総局（Directorate General of Internal Tax, Ministry of Finance）。

全国に 32 ある税務署は DGII 組織構成部署の一つであり、徴収局の下に位置付けられている。本事業では、パイロット税務署の徴収能力向上を目標としているが、税務署の業務は全て DGII 本庁業務と連動している。主要なカウンターパートは DGII 本庁の徴収局、税務調査局納税管理計画部、徴収局集金部、人事部職員に加え、パイロット税務署長となる。

## (7) 投入（インプット）

### 1) 日本側

#### ① 専門家派遣：短期専門家（合計約 50M/M）

- ・ 総括／税務行政
- ・ 徴収／業務プロセス
- ・ 税務調査／業務プロセス
- ・ 業務調整／研修計画

#### ② 本邦研修または第三国研修：税務行政分野

#### ③ 供与機材：プロジェクト活動に必要な資機材（開始時に確定予定）

#### ④ ローカルコスト

### 2) ドミニカ共和国側

#### ① (6) に記載のカウンターパートの配置

#### ② 専門家執務室の提供

#### ③ ローカルコスト（職員の国内研修参加に係る経費等必要経費の負担を含む）

## (8) 他事業・他援助機関等との連携・役割分担

### 1) 我が国の援助活動

- ・ 2017 年度「租税制度・体制情報収集・確認調査」
- ・ 2018～2020 年度 課題別研修「国際税務行政（一般）」

### 2) 他援助機関等の援助活動

「2. (3) 他の援助機関の対応」に記載のとおり、IDB、OTA、CAPTAC-DR、チリ国税当局が DGII への支援を行っているため、可能な範囲で情報共有や連携を図る。また、プロジェクトの成果、同国の財政状況や税制改革の動向について、IMF と情報交換を行う。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

#### ① カテゴリ分類（A,B,C を記載）：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

- 2) 横断的事項：特になし
- 3) ジェンダー分類：対象外

(10) その他特記事項  
特になし

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

DGII の徴税能力が向上する。

<指標>

プロジェクト完了時のデータと比較し、全税務署での

1. 納税義務を有する納税者に対する課税件数が xx%増加する  
(課税件数のうち不服申し立てに移管された件数は対象外)
2. 納税義務を有する納税者に対する徴収件数が xx%増加する
3. 税務署所管地域の大口納税者の無申告の割合が xx%減少する
4. 滞納整理の割合が xx%増加する

(2) プロジェクト目標：

パイロット税務署の徴税能力が向上する。

<指標>

1. 承認された業務プロセスがパイロット税務署で使用される
2. プロジェクト開始時点のデータと比較し、納税者義務を有する納税者に対する課税件数が xx%増加する
3. プロジェクト開始時点のデータと比較し、納税者義務を有する納税者に対する徴収件数が xx%増加する
4. プロジェクト開始時点のデータと比較し、パイロット税務署における滞納整理の割合が xx%増加する

(3) 成果

成果 1：納税者管理に関する業務プロセスが改善される

成果 2：内部税務調査に関する業務プロセスが改善される

成果 3：パイロット税務署における納税者管理及び内部税務調査に従事する職員の能力が向上する。

(注) 指標数値は案件開始後に実施するベースライン調査の結果をもって確定する。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件

[成果の達成に対する外部条件]

- DGII の組織政策・戦略に大幅な変更が生じない。
- DGII に対しプロジェクト関連の予算や人材が継続的に措置される。
- DGII 本庁やパイロット税務署がある地域において大規模な災害が発生しない

[プロジェクト目標の達成に対する外部条件]

- プロジェクト期間中に習得した知識や情報の引継ぎを困難にするほどの大幅な組織改編が生じない。

[上位目標の達成に対する外部条件]

- DGII の組織政策・戦略に大幅な変更が生じない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

- カンボジア「国税局人材育成プロジェクトフェーズ2」（2007年～2010年）終了時評価報告書では、当該プロジェクトにおいて多数のセミナーを実施したものの、長期専門家の不在によりその後のフォローアップや実務面での OJT による指導が十分に行えず、結果的に個人の能力強化に限定されることとなったとの指摘がある。
- ウズベキスタン国「税務行政改善プロジェクト」（2008年～2011年）終了時評価報告書では、本邦研修で税務行政の第一線にいる税務職員による講義や現場視察での経験が、受講者の意欲の向上と継続に大きく寄与したと評価されている。

組織の能力強化を達成するためには、個人の能力強化を組織的な強化に昇華させるためのアプローチ、すなわち技術移転の成果の共有や日常業務への適用、体系的な人材育成制度の構築など、制度構築や環境整備を支援する具体的な活動や投入を組み込んだ計画を策定していく必要がある。こうした観点から、本プロジェクトでは、業務実施プロセスの改善と職員の能力強化が相互作用することで、組織としての強化に結びつくような活動の構成とした。また、専門家不在の間の活動の空白期間を考慮し、カウンターパートとの協働作業や TOT の実施を計画に盛り込んでいる。

また、本プロジェクトの支援対象には、徴収や調査業務において日本の知見を活用できる部分が多分に含まれている。よって、実施に当たっては、ウズベキスタン国のプロジェクトや、その他多くの関連プロジェクトにおける本邦研修の評価結果を踏まえ、本邦研修の実施の可能性を探る。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、DGII の能力強化を通じて DGII の徴税能力向上に資するものであり、SDGs

ゴール 10「国内および国家間の格差を是正する」に貢献すると考えられることから、事業実施の意義は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

- ・ 事業開始 3 か月以内にベースライン調査
- ・ 事業終了 3 年後に事後評価

以上